

## 西海市社協生活支援サービス 契約書

このたび、  
様(以下「甲」という。)に対して、社会福祉法人西海市社会福祉協議会(以下「乙」という。)が行う、西海市社協生活支援サービス(以下「本サービス」という。)の提供内容等に関して、次のとおり契約を締結します。

### 第1条(サービスの目的)

本サービスは、入院中または施設入所中の者が一時外泊等を行う際、日常生活を支援する必要がある場合で、乙は契約書に従い、甲に対してサービスを提供します。

### 第2条(契約期間)

この契約の期間は、平成 年 月 日から本サービス提供が終了した時をもって契約期間を満了とします。

### 第3条(サービスの利用申し出)

甲はサービスの利用に際して、原則としてサービス利用希望日の1週間前までに、乙に対して別紙「西海市社協生活支援サービス利用申出書」により利用の申し出を行うものとします。

なお、緊急を要する場合にはこの限りではありません。

### 第4条(居宅サービス提供の基本内容)

乙が提供するサービスの具体的な内容については、各サービスの計画書をもって甲に説明のうえ確認を取ります。

2 甲の居宅においてサービスを行う場合、乙の従事者は、サービスの提供の都度、甲又は甲の家族の同意を得てサービス提供に必要な範囲で、甲が用意する消耗品や器具・材料を使用します。

### 第5条(サービス内容等の変更)

甲は、乙に対して、利用するサービス内容を変更するよう申し出ることができます。

乙は、甲から変更の申し出があった場合、この変更が契約上可能な場合に

はサービスの内容を変更します。

### 第6条(利用料とその支払い及び滞納)

甲が乙に対して支払うサービス利用料は次のとおりとします。

なお、サービスに使用する車輛の燃料代(移動入浴車の灯油代を含む)は利用料に含まれるものとします。

(1) ホームヘルパーによる介護や生活援助

(ア) 8:00~18:00の時間帯

訪問介護員1名30分あたり1,800円

(その後30分追加する毎に500円加算)

(イ) 上記以外の時間帯

訪問介護員1名30分あたり2,250円

(その後30分追加する毎に600円加算)

(2) 移動入浴車を使った入浴介護 1回7,000円

(3) デイサービス 1回4,000円(別途食事代350円)

2 次に掲げる費用については甲の負担とします。

(1) ホームヘルパーによる介護や生活援助および移動入浴車を使った入浴介護

橋の通行料、フェリー代および乗船賃

(2) デイサービス

日常生活において通常必要となる費用で、利用者負担が適当と認められる経費

3 甲は、乙に対して、当月の利用料を翌月の27日に口座振替の方法で支払うものとします。

4 甲が、正当な理由なく乙に支払うべきサービス利用料を3ヶ月分以上滞納した場合には、乙は1ヶ月以上の期間を定めて、期間満了までに契約を解除する旨の催告をすることができます。

5 乙は、前項に定める期間が満了した場合には、この契約を文書により解除することができます。

### 第7条(甲の解約権)

甲は、乙に対していつでもこの契約を解約することができます。この場合、1週間以上の予告期間をもって原則的に文書で届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

### 第8条(乙の解除権)

乙は、甲が故意に不法な行為を行った場合で、乙が改善を求めたにもかかわらず

ならず甲がこれに応じない場合には、即日をもってこの契約を解除することができます。

#### 第9条（契約の終了）

次の各号の何れかに該当するに至った場合には、この契約は終了するものとします。

- 一 第6条第5項に基づき、乙から契約解除の意思表示がなされたとき
- 二 第7条に基づき、甲から解約の意思表示がなされて予告期間が満了したとき
- 三 第8条に基づき、乙から契約解除の意思表示がなされたとき

#### 第10条（損害賠償）

乙は、自らの責めに帰すべき事由により、サービス提供にあたって甲の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、不可抗力による場合を除き、甲に対してその損害を賠償します。

- 2 甲が所有する家財や家電製品が、経年劣化または消耗にともない使用できなくなった場合については損害賠償の対象としません。
- 3 第1項の義務履行を確保するため、乙は損害賠償責任保険に加入しています。

#### 第11条（緊急時の対応）

乙は、サービス提供中に甲の症状に急変が生じた場合、その他必要な場合には速やかに主治医又は協力医療機関と連絡を取り必要な措置を講じるとともに、甲の家族等の緊急連絡先に直ちに連絡いたします。

#### 第12条（秘密保持）

乙は、サービスを提供するうえで知り得た甲及び甲の家族に関する秘密・個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も第三者に漏らしません。

- 2 別に定めるところによりあらかじめ甲の了解を得た場合には、前項の規定にかかわらず条件を限定して情報提供することができるものとします。

#### 第13条（契約外条項等）

この契約書に記載のない事項については、利用者と事業者の協議により定めます。

以上のとおり、西海市社協生活支援サービスの契約を締結します。契約が成立したことを証するために、本契約書を2通作成し、甲及び乙は記名押印の上、各自1通ずつ保有することとします。

平成 年 月 日

利用者（甲） 住所 西海市 町

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話 \_\_\_\_\_

上記代理人（代理人を選任した場合）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話 \_\_\_\_\_

本人との関係

および代行理由 \_\_\_\_\_

立会人（緊急連絡先）

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

電話 \_\_\_\_\_

本人との関係 \_\_\_\_\_

事業所（乙） 住所 西海市 町

事業所名 \_\_\_\_\_

管理者名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

会長名 \_\_\_\_\_ 印